

保護者の方へ

<インフルエンザの出席停止期間について>
学校保健安全法施行規則第十九条の改正以降

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後
2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで

<表のクイズの答え>
まくりカバー / 目覚まし時計（→太陽） / 右はし：焼き魚の向き
/ 右下：ふではこの位置 / 下中央：牛乳パックのストロー /
短パンの数字（10→11） / 左はし：マグカップのマーク



<発症日を数えるときのポイント>
※ 発症日とは、熱が出た日のことです。
診断された日ではありません。
※ 発症日翌日を、1日目として数えます。



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります（二峰性発熱）。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。